

令和二年十二月第八回人吉市議会定例会の開催に当たり、市政に対する所信の一端を申し上げる機会を与えていただきましたことに、心から厚くお礼を申し上げます。

本市をはじめ球磨川流域に未曾有の被害をもたらした令和二年七月豪雨災害から、五箇月を経ようとしております。この間、本市に対しまして様々な形でお力添え、そして励ましを賜りました全ての皆様に、改めてお礼を申し上げます。

あの日、凄まじい自然の猛威を振るい、街中を濁流で呑み込んだ球磨川も、今は清く、穏やかな普段の表情を見せており、本市の復旧・復興はまだまだ道半ばではありますが、少しずつ日常を取り戻す兆しも見いだしております。

それは多くの皆様方の御尽力による状況の変化や環境の改善によるものですが、時間の経過に伴う視野の広がりや感情の整理によって、我々をはじめ多くの被災者の皆様の、新たな気付きや考え、想いによる心境の変化にも起因するものだと考えております。

七月の豪雨災害では、本市の広大な市域に及ぶ被災により、余りに多くのモノやコトを失い、傷つきました。二十名という尊い人命、家屋、車、農地、各種施設、鉄道、文化財、遊び場、地域コミュニティ、健康、思い出など形あるものから、形のないものまで数えきれず、経験して初めて分かる苦しみ、悲しみ、言いようのない喪失感を味わい、時間的な経過の中でも、二度とこのような大災害を繰り返してはならないという想いは強まるばかりです。

一方、災害発生後から、人命救助、ライフラインの復旧、住居や生業を含む被災者の生活再建といった段階を経て、混迷を極めた災害の混乱期から、本格的な復旧期へとその段階も進みつつあります。同時に、将来のまちの姿についてもその方向性を早急に示すことが強く求められています。どこに住めるのか、住むべきなのか、事業の再開はどこで可能なのかといったことを、行政として示してほしいという要請です。作家の司馬遼太郎氏に「最も豊かな隠れ里」と言わしめたこの地域は、悠久の歴史によって独自の文化を育み、清流球磨川を中心にした自然の恩恵によって人々の営みが続けられてきました。今も変わらず本市に暮らす意味、意義を考える時、球磨川という存在はとても大きなものだと考えます。復興基本方針でも掲げたように、復興ビジョンの「球磨川と共に創る みんなが安心して住み続けられるまち」それが本市の復興であり、球磨川と共にある、という姿こそ歴史、文化に裏付けされた本市のアイデンティティ、いわゆる本質である、という一つの信念に至りました。市の将来を考える時、人吉市長として、人々の営みの積み重ねを尊重し、これまでも水害、地震、戦禍、大火事といった災禍があつたにもかかわらず多くの愛着や想いのあるこの地に立ち、これまで住み続け、生業に励んだ場所で、誰もが同じように、いやこれまでも増して豊かで、安寧に過ごすことができるまちづくりを進めていきたいと強く願っています。

本市がそのようなまちづくりを行ううえで、必ず解決しなければならぬのが治水安全度の向上であり、多くの市民の皆様が、また同じところに住むことができるのか、同じ場所事業を再開できるのかといった疑問や不安を抱えておられます。私は、発災当初から、国、県に対して、あらゆる手法を排除することなく、治水安全度が高まる方法の検討、で

きることからすぐに着手すること、できることは全て実施することを強く要望をしております。

一方で、私なりに、今後の治水を考えるうえでの指標として、五つの課題を設定しております。

一つは、一定の条件で安全・安心な住む場所を示すことができる抜本的な治水対策であること。二つ目は、環境や生態系といった自然や景観に配慮した治水対策であること。三つ目は、本市だけではなく流域全体に及ぶ治水対策であること。四つ目として、市民間で分断や対立の構図が生じない、多くの方々に理解いただける治水対策であること。そして、五つ目が、シーズンを選ばない台風や来年度の出水期に対する早急・応急の治水対策を実施することです。これには、ダム建設をはじめ治水対策には相当な期間を要するため、実施可能なものから取り組むということも含んでおります。

こういった中、先の十一月十九日に蒲島知事は、本流域にとって新たなまちづくりを進めるうえで大前提となる、球磨川流域の治水の方向性について表明されました。その内容は、流水型ダムの建設を軸とした治水によって、「命を守る」という抜本的治水と、自然環境への配慮という二つの最大課題が両立するというもので、本流域にとって現実的かつよい良い選択であり、私の想いとまさに一致するものでした。

私が設定した五つの課題に照らしても、今回示された球磨川流域における治水の方針は、直ちに取り組む治水対策と併せて、対応可能なものと判断をしたところであり、川辺川ダム建設計画以来五十年以上を経ている本流域の治水について、ダムによらないものも極限まで検討し、今回の大水害という経験、検証を踏まえ、何よりも流域住民の「球磨川への深い愛情」に基づいて導き出された方針であると受け止めております。もちろん、本流域の治水対策については、様々な経緯、想いがあり、市房ダム等の操作を巡っての不安や不信に伴うものもあると認識し、理解もしていますが、市長として最大の責務、市民の生命を守るという原点を踏まえ、また、流域住民の最大の願いである清流を守りたいという想いを実現すべく、政治的決断をもって、流水型ダムを中心にした抜本的治水と清流の保持に、流域の皆様と一体となって取り組む決意を改めて表明いたします。

今回の豪雨災害については、これまで球磨川治水対策協議会等において、昭和四十年七月洪水と同規模の人吉地点で毎秒五七〇〇立方メートルへの対応を目標流量とされて検討がなされておりましたが、今年の七月四日出水では人吉地点で最大毎秒七〇〇〇立方メートル以上の流量が推定をされております。これは我々の治水に対する認識を大きく変えるものであり、基本高水以上の洪水が発生するという現象を受け、今後も同様の大雨が降るといふ認識のもとに、治水対策の前提自体を見直さなければならぬ状況がございます。今回、御提案されている緑の流域治水についても、今後の豪雨に対応すべく治水自体も広域化、複合化することを示唆されているものと認識をするものです。特に、これからも地球規模の気候変動によって今回と同様の大雨が予測される中で、令和二年七月球磨川豪雨検証委員会の検証結果のように、ダムの効果や新たな流水型のダムを中心にした抜本的治水による防災、減災、縮災に大きく期待を寄せるところです。

この流水型ダムという治水施設については、今後更に研究を重ね、理解を深めていく必要がございますし、人知の及ばない自然の猛威が相手である以上、完全という治水対策はないことを考えれば、国、県に対しましては、今後も流水型ダムに加え、直ちに取り組む治水対策など考えられる全ての治水対策を講じて、より治水安全度の高い、流域の実現をお願いしたいと存じます。もちろん、治水施設は補完的手段であり、災害の予測や避難体制といったソフト対策が更に重要であり、市としての取組も更に加速化してまいります。こうした取組によって、先人から我々に至る数千年、数百年にわたって歴史を刻み、愛情を注いできた大地で、これまでどおり球磨川と共に暮らしていけるという希望の実現に、限りなく近づくことを強く確信しています。

また、これまで本市議会におかれましても、長年にわたって特別委員会を設置され、治水のための議論が行われてまいりましたが、先の市議会において改めて「治水・防災に関する特別委員会」が設置されましたので、市議会と共に市民の皆様の想いや期待、更には不安の払しょくに応えてまいります。

今回の緑の流域治水という点でも、私どもも流域に生きる当事者であり、上流域から守られる受益地として、下流域を守る上流域自治体として責任を果たすことが求められています。特に、長年にわたり水源地域として度重なる負担をかけている五木、相良両村、ダム所在地として犠牲を強いられた水上村に想いを馳せるとき、心からの感謝の念と責任をもつて、しっかりと流域の安全・安心の確保と、流域の一体的な発展に取り組んでいかなければならないという想いをさらに強くいたしました。

球磨川流域の治水の方針が表明されて以来、様々な反響や皆様の声を聴き、改めて考えを整理した部分もあります。今回も民意ということに大きな焦点が当てられました。

私は、豪雨災害を経験して、二度とこのような水害には遭いたくない。一方で、被災しながらも、球磨川を恨まず、いつまでも清流であってほしい。この二つの想いが流域に共通する最大の民意ではないかと考えるようになりました。そして、このことは、県民をはじめ多くの皆様にも広く御理解をいただけるものと考えております。

流域をはじめ、県全体に及ぶような争論に至った川辺川ダム問題であります。今回の提案には、これまでのダム問題に終止符を打つために、名称こそ流水型ダムとなっておりますが、従来の方針の概念を変えるような新しい治水施設の内容とイメージを持つて、多くの賛同と英知を結集しようとして固い意志を感じております。国、県が中心になられ、新たな治水による安全性の向上と清流球磨川の継承のために、あらゆる可能性を追求していかれることを、共に奨励してまいります。

一方、今後のまちづくりですが、歴史を紐解きますと、記録にある寛文九年（西暦千六百六十九年）、正徳二年（西暦千七百十二年）の大水害から数えて、おおよそ三百年ぶりの大洪水によって、相良清兵衛が行って以来の四百年ぶりのまちの大改革が喚起されるということとなります。私たちは人吉にとって、四百年ぶりの抜本的まちづくりの機会に巡り合わせたということにもなりますし、その使命を与えられたという考え方もできると思います。今回の被害からの復旧・復興を前向きにとらえて、五十年後はもちろん、百年後、

二百年後のまちの姿を思い描いた、球磨川と共に生きるまちづくりに取り組みたいと考えております。具体的には、川や道路を含む市街地がどうあるべきか、点から線へ、線から面へ、面から全体に、土地利用から都市計画といったもの全てについて検証し、取り組む必要があります。

特に、国、県、全国から多大な御支援をいただき、現在を迎えております。県が今回、「令和二年七月豪雨からの復旧・復興プラン」で示された緑の流域治水という新たな挑戦や、未来型復興によるスマートコミュニティ等への取組によって、地方創生の新たなモデルになるような復興の姿をもって恩返しをしたいとの思いもございます。

まだ、夢という言葉を使うには少々時期尚早という気持ちもありますが、現実の課題に誠実に対処しながらも、市民の皆様とまちづくりに対する大きな夢も描いてまいりたいと考えております。

ジョー・バイデン氏は、現地時間十一月七日の勝利演説の一端で、「国が私たちに求めているのは、良識の力、公正の力、さらに科学の力、希望の力を結集して、私たちの時代の大きな戦いに臨むことだ」と、新型コロナウイルスをコントロールする戦い、人種差別を根絶する戦い、気候変動を抑えて地球を守る戦い、民主主義を守る戦いへ強い意志を表明しておりますが、我々もコロナ禍、そして、今回の豪雨災害、更には今後も予測される自然災害に対して、全ての力を傾注して対応する状況にあります。球磨川流域にとって半世紀にわたる懸案であった治水問題、そして環境との両立について、私たちの時代の責務を果たしてまいります。

球磨川に対して想いをお持ちの全ての皆様の熱情を結集し、共に前を向いて歩いてまいります。

以下、今回の豪雨災害を受けてのこれまでの取組、今後の予定等を中心に御説明申し上げます。

防災対策関係でございますが、発災直後の人命救助、避難所運営、洪水による災害廃棄物や災害土砂の撤去など、様々な課題に取り組んでまいりました。また、被災者への罹災証明等の発行や生活再建、住まいの再建など、あらゆる支援策を迅速に進めていくため、本市におきましても災害対策本部を設置し、国や県、関係機関の御支援のもと、これまで四十数回にわたり協議を重ねてまいりました。更に、八月四日には災害復興本部を立ち上げ、被災者支援、環境災害、産業支援、インフラ強化、復旧復興推進について、関係部局等が連携し、課題の共有、今後の対策など、復興に向けた取組を進めてまいりました。

このような中、今回の豪雨災害を総合的に検証するため、庁内各部署や復旧・復興の各部門において、発災からこれまでの動きやその対応などについて、検証作業に取り掛かったところがございます。具体的には、これまでの時間軸に沿って、人、モノなどの動きを整理し、時々の対応についての分析作業を進めております。

検証結果につきましては、途中経過を含め、市民の皆様には随時お知らせしていくとともに、そこで浮かび上がった課題や改善点につきましては、地域防災計画をはじめとする関連計画や防災マニュアル等に確実に反映してまいります。今回の災害を教訓とし、行政の

責務である「市民の生命と財産を守る」ことを、私を含め市職員一同、常に念頭に置き、今後の災害対策につなげてまいります。

一方、発災からこれまで、特に多かった御意見が防災行政無線放送に関するものでございました。現在、市内九十箇所防災行政無線のスピーカーを設置し、市内全域をカバーする体制を整えておりますが、今回の豪雨を受け、市民の皆様からは「防災行政無線が聞こえづらい」という御意見を多数頂戴したところでございます。防災情報を迅速に、かつ確実にお伝えすることは、市民の生命を守ることに直結する事項でありますことから、市といたしましても、最優先に取り組む課題として、早急に対策を講じてまいります。

また、本市消防団の皆様におかれましては、被災した団員も多数おられる中、発災直後から復旧作業等、長期間にわたり献身的に活動いただきました。この場をお借りしまして、改めて深く感謝を申し上げます。このような状況に加え、今回の豪雨災害により多数の部が積載車をはじめ資機材に被害を受けており、更には消防詰所自体が被災した部もございませうことから、今年の年末特別警戒にかかる各方面隊への巡回は控えさせていただきます、合同出発式のみ執り行うことといたしました。消防団におかれましては、体調に十分御留意いただき、警戒に当たっていただきますようお願い申し上げます。

令和三年消防出初式につきましても、同様の理由により、例年どおりの開催は困難と判断し、規模を縮小して式典のみを開催いたします。地元町内会や後援会の皆様、そして市民の皆様も楽しみにしておられる新年の幕開けを飾る恒例行事ではございますが、諸事情等を鑑み御理解を賜りますようお願い申し上げます。

豪雨災害により甚大な被害を受けた本市の復旧・復興に関しましては、市民生活の再建、事業者等のなりわい再建、道路や橋りょう、住宅、農地などのインフラ整備を進めているところですが、このような復旧整備を進めるに当たって、今後の人吉市をどのように復旧、復興していくのか明確な指針を早急に定める必要がございます。このことを受け、豪雨災害からの早期の復旧・復興を目指すことを目的とし、現在、人吉市復興計画の策定に取り組んでおります。

これから本格的に進めてまいります本市の復旧・復興は、市民の皆様と我々行政とがその思いや理念を共有し、協働することで初めて成し得るものだと存じます。そのため、市民の御意見を拝聴する場として、まずは市内六校区の町内会長の皆様に御参集いただき、十月十五日から二十三日にかけて、人吉市復興計画策定に向けた懇談会を開催いたしました。新型コロナウイルス感染症対策下における開催でございましたが、御参加の皆様からは、地域の現状をはじめ、今回の豪雨災害の検証、治水対策、まちづくり等に及ぶ幅広い御意見、御要望をいただきました。更には、市民の皆様を対象に無作為で抽出した二千名の方々に対し市民意識調査を実施しており、分析した集計結果等についても今後の復興まちづくりにしっかりと反映してまいります。

このような段階を経まして、十一月二日、更に昨日までに二回の復興計画策定委員会を開催し、本市の復興に関する大きな方向性などを御議論いただいているところです。特に今回は、単なる復旧・復興に留まらない、本市の将来に明るい希望をもたらす未来型の復

興に向け、今年度から本格始動しております第六次人吉市総合計画とも整合を図りながら、令和三年三月の策定を目指してまいります。

私の思いとしましては、今回の復興計画、そして年明けから本格的に策定に入ります復興まちづくり計画を関係の皆様と共にしっかりと創り上げ、確実に実行していくことが、五十年後、百年後の本市のまちづくりに対し、大いに寄与していくものと考えております。私たちの世代はもとより、次世代を担う子供や孫たちに、人吉に住んで良かったと思ってもらえるようなまちを目指し、できることは全てやるという覚悟で、今後も復興まちづくりに取り組んでまいります。

豪雨災害に伴う被災者の生活再建支援関係でございますが、発災から約五箇月が過ぎ、被災された皆様のニーズも徐々に変化してきております。発災当初は、避難所での生活を余儀なくされた方が千人を超え、在宅被災者などを含めた皆様の健康管理など、様々な問題、課題が山積している状況でございました。その後、避難所につきましては、徐々に集約を図ってまいりまして、現在、指定避難所をスポーツパレス一箇所としております。また、宿泊避難所を含めた避難者につきましても、応急住宅などへお移りいただき、現在は百人を下回ってまいりました。本市といたしましても、引き続き住まいに関する相談対応を行っていくとともに、被災された全ての皆様が、新たな気持ちで新年を迎えていただけるよう、しっかりと後押しをしてまいります。

長引く避難生活においては、その生活環境の変化における心身ストレスの増大、健康面や経済面での不安など、様々な問題が出てくるものと思えます。これから寒い時期に入り、感染症対策も含め、万全の支援体制を構築していくことも必要であると認識しております。このような中、本市におきましても、十月三十日に人吉市地域支え合いセンターを開設し、被災された方々が、新たな生活環境の中で、一日も早く生活の再建ができるよう、見守りや健康・生活支援、地域交流など総合的な支援を行っていく体制を整えたところでございます。

被災者の皆様の困りごとやニーズをしっかりと把握し、できるだけ早く元の生活にお戻りいただくための手段を早急に講じていくことは、我々行政に課せられた最大の使命ですので、誰一人として取り残さない気持ちを持って、被災者の皆様に寄り添ったきめ細やかな支援を継続してまいります。

このような状況を踏まえ、住民の皆様の御意見、御要望をしっかりと受け止めていくとともに、庁内はもとより国、県、関係機関との横断的かつ高度な調整業務などを行っていくため、私の直轄組織として、本日付けで新たに復興局を設置いたしました。組織体制としましては、熊本県より中長期的に職員を派遣いただき、本市職員とともに復興にかかわる業務を行ってまいります。同時に、被災者の皆様の生活再建、住まいの再建などをより一層進めていくため、これまでの生活再建支援室と災害住宅支援室を統合し、被災者支援対策課を設置しております。

災害からの復旧・復興も新たなフェーズに入り、今後は長期的な視野に立った政策展開と被災者支援が求められてまいります。今後においても、両組織を中心とし、復興まちづく

くりと被災者に寄り添った支援を推し進めてまいります。

このような中、第三波の到来が危惧されている新型コロナウイルス感染症関係でございますが、全国的に感染者が増加し、熊本県内におきましても感染状況は依然高い水準を維持しており、全市的に注意喚起を行う必要があります。

年末年始にかけ、帰省などで移動が集中されることも予想されますが、今なお不自由な生活を送られている被災者をはじめ、市民の皆様におかれましては、自衛、他衛を含め、感染症対策には万全を尽くしていただきますようお願い申し上げます。

罹災証明関係でございますが、発災直後よりカルチャーパレスホール棟にて行っております申請、交付事務につきましては、十月二十六日から受付場所を西間別館二階の税務課に移し業務に当たっております。なお、申請、交付件数につきましては、十一月二十六日現在、申請が三千三百十二件、交付が三千二百八十八件となっております。

また、罹災証明書等の交付に伴う被害認定調査につきましては、国から示された運用指針に基づき適切に実施しております。交付に当たりましては、被災された皆様にご負担をいただきたくありません。御納得いただけるよう、分かりやすく丁寧な説明を心がけてまいります。

災害住宅支援関係でございますが、建設型応急住宅につきましては、十三団地、合わせて三百八十戸の整備を進めており、既に三百世帯以上の被災者の皆様に入居いただいております。十二月中旬には全ての建設型応急住宅が完成する予定であり、避難所やみなし避難所へ避難されている方々に順次、入居いただく予定としております。

また、市営住宅関係につきましては、発災直後からニーズを踏まえた既存団地の応急修理等を行い、被災された方々へ住まいの提供を行っております。

今後は、仮設期間終了後の住まい再建が困難な方に対する支援策として、建設型応急住宅の入居期間延長や恒久利用などの検討を進めるとともに、災害公営住宅の建設など安心して生活できる将来的な住まいの提供についても、あわせて検討してまいります。

災害廃棄物対策関係でございますが、発災直後の七月六日から、人吉中核工業用地を災害廃棄物の仮置場として使用してまいりましたが、市中に発生した約三万トンの、いわゆる片付けごみについては、仮置場への搬入がおおむね完了し、その処理につきましても、適切に分別を行い、処理施設へ搬出する作業に取り組んでおります。

また、空き家などから発生する片付けごみの処理につきましても、規模は縮小する形となりますが、収集、運搬作業等、今後継続して実施してまいります。

同時に、災害廃棄物の処理も次の展開に移ってきており、今後は家屋等の解体に伴い発生する解体ごみの処理が増えてくるものと存じます。公費解体と自費解体を合わせ、千棟を超える解体が見込まれており、今後も相当量の災害廃棄物が発生するのではないかと考えております。このことにより、引き続き、人吉中核工業用地への災害廃棄物の搬入・搬出が継続することとなりますが、これまで以上に、騒音、粉じん、臭気等の環境対策に万全を期してまいりますので、周辺地域にお住まいの皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

災害土砂関係でございますが、道路、宅地内に堆積した土砂の撤去につきましては、個

人、ボランティア等による懸命な取組に加え、人吉市建設協会を中心とした持続的な巡回撤去や連携の実践により、堆積土砂の公益上、公衆衛生上の懸念はおおむね解消されております。また、高齢者世帯や支援が必要な世帯など、自力で排除できない方を対象とした宅地内土砂の直接排除につきましても、申請をいただいた全件の撤去を完了しました。

現在は、第一市民グラウンド仮置場に持ち込まれた、がれき混じり土砂の分別作業を継続的に行っており、年度内には完了する見込みです。

土砂撤去に関する困りごとや要望等につきましては、現在もお問い合わせをいただいております。即応できる体制を継続しておりますので、引き続き被災された方々に寄り添いながら、真摯に対応してまいります。

災害ボランティアセンター関係でございますが、七月十日の開所以降、延べ一万七千六百人を超えるボランティアの方々に、被災家屋の片付けや土砂の撤去など、災害からの復旧作業に御尽力いただいております。

同センターの活動につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、ボランティアの受け入れを県内在住者に限定していましたが、十一月から受入範囲を九州内の方に拡大しております。十二月一日以降は総合福祉センター隣に会場を移し、今後も潜在的なニーズについて掘り起こしを行い、支援活動を行ってまいります。

豪雨災害に関する救済策等でございますが、国民健康保険につきましては、被災された被保険者の皆様が安心して医療を受けることができるよう、一部負担金の猶予又は免除につきましては今年度末まで取り組むこととしております。国の財政支援につきましても、今年度末まで延長されるよう、しっかりと国に要望してまいります。

また、介護サービスや障害福祉サービス等の利用者負担金につきましても、同様に取り組むこととしております。

市税関係でございますが、今回の豪雨災害を受け、住宅等に被害を受けた方に対し、現在、個人住民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の減免申請の受付を行っております。受付期限は令和三年三月三十一日までとなっておりますので、引き続き広報やホームページなどで周知を図ってまいります。

西間別館の窓口業務でございますが、災害関連業務等の増大により窓口業務の開庁時間延長を休止しておりましたが、十二月から毎週木曜日の窓口開庁時間の延長を再開します。また、マイナンバーカード取得促進に伴う市民課の日曜開庁におきましても十一月二十九日から再開しており、今後、毎月一回実施してまいります。

市民の皆様には、これまで大変な御不便をおかけしてまいりました。今後は、より一層の窓口サービスの向上に努めてまいります。

農業関係でございますが、農業用の機械や倉庫などが被災した農業者を支援する、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）事業に關しまして、九月中旬から十月中旬までの一箇月間、カルチャー・パレスにて申請受付を行いました。この交付金は、今回の豪雨災害で農業被害を受けた農業者のうち、今後も営農を継続する農業者を支援するものであり、八十七個人・一組織が申請されております。また、追加申請につきまして

も十一月下旬まで延長し受付を行っております。今後も、国や県と連携し、農業被災者への支援を継続してまいります。

また、豪雨災害により農地へ堆積した廃棄物の撤去に関しましては、ボランティア団体などの御協力をいただき、十月中旬から撤去を開始しております。今後も、関係の皆様の御協力を賜りながら、引き続き農地の廃棄物撤去を実施してまいります。

次に、被災した農地及び農業用施設でございますが、現在、国の災害査定を受けているところでございます。現時点におきましては、農地約五百ヘクタール、水路等の農業用施設二百七十六箇所など、農地及び農業用施設を合わせ、約九十億円の被害額となっております。今後、査定が進むにつれ被害の全容も明らかになってくるものと存じますが、全国の自治体から応援いただいている派遣職員の皆様や、国、県の御協力を賜りながら、農業生産基盤の早期復旧を目指してまいります。

林道施設等の被害につきましても、十一月末から国の災害査定が開始されており、今後、被害額を含めた被害の状況がはつきりしてくるものと存じます。被災した林道や森林作業道の路網に関しましては、森林組合等との連携のもと復旧を急ぐとともに、森林保全のための木々の主伐・間伐・保育等の施業計画が滞りなく実施できるよう関係機関と連携して取り組んでまいります。

商工業者への支援関係でございますが、「なりわい再建支援補助金」「持続化補助金（令和二年七月豪雨型）」などの補助金申請のサポート等を行うため、八月三十一日に人吉商工会議所内に開所した人吉なりわい再建サポートセンターにつきましては、十一月二十六日現在で、三百七十四事業所から、延べ六百九十二件の相談をいただいております。

今回の豪雨災害は、本市の商業集積エリアである市街地を襲った未曾有の災害であることから、今後も、熊本県にて中小企業大学校人吉校に設置いただいております人吉球磨地域ワンストップ相談窓口や、人吉商工会議所をはじめとした関係機関及び人吉しごとサポートセンター・ヒットビズと連携し、被災された事業所に対し、きめ細かな、そしてしっかりと寄り添った支援を実施してまいります。

次に、被災した中小企業・小規模事業者支援策の一環として進めている仮設商店街事業関係でございますが、独立行政法人中小企業基盤整備機構の全面的な御支援のもと、現在、人吉駅前広場駐車場とくまびらば駐車場の二箇所、仮設商店街の整備を進めております。それに伴い、被災事業者への説明会及び入居者募集を十月に実施しており、申し込みのあった二十五事業者全ての皆様に、遅くとも来年一月中には入居いただく予定で事業を進めております。更には、人吉商工会議所の御尽力により、九日町界隈に飲食業を中心とした仮設商店街を設置する計画も進められております。

まちの灯りが失われて久しい現在、これまで本市経済を支えてこられた商工業事業者の復活は、今後の本市のまちの再建において必須と言えるものであります。この仮設商店街が地域住民や観光客が集まる場所となり、まちの賑わいを創出することで、人吉復興のシンボルとなることを強く願っております。

観光振興関係でございますが、市内の主要な観光施設の多くが被災し、一日も早い復活

が望まれる中、営業を再開される店舗が少しずつではございますが増えてきております。国のGOTOキャンペーンなど、全国を挙げての観光振興策が展開される中、本市としましても、観光関連施設の早期復旧を目指すとともに、観光関連事業に関する復旧・復興の情報をも的確に発信してまいります。

そのような中、国や県におかれましては、地域の復旧・復興を見据えた観光関連事業者との意見交換会や、観光やまちづくりを専門とする講師によるセミナーを開催いただいております。更には、複数の地元観光関連団体が主体となり、被災した街中を照らすための「ひかり」をテーマとした実証事業や、災害からの復興等をテーマとした防災教育ツアーの造成といった、新たな観光需要喚起策も展開されています。

本市といたしましても、関係の皆様と協同し、長期的な視野に立った観光戦略を今一度構築することで、観光都市ひとよしの再興に向け尽力してまいります。

公共交通関係でございますが、JR肥薩線に関しましては、熊本、宮崎、鹿児島の三県をつなぐ観光路線であること、また、本地域においても重要な公共交通網の一つであるとの認識のもと、肥薩線利用促進・魅力発信協議会において、去る十月十五日と二十日の二日間、JR九州熊本支社並びにJR九州本社に対し、鉄道での全線復旧について要望活動を行いました。

また、くま川鉄道におきましては、一日も早い復旧、運行再開を目指す方針を決定したところであり、現在、熊本県、関係市町村、鉄道会社等で構成するくま川鉄道再生協議会の設立に向けて準備を進めております。経営課題等様々な懸案事項もございますが、同鉄道は人吉球磨地域における主要な幹線でございますので、早期の運行再開に向け、鋭意努力してまいります。

市内中心部等が被災する中、外環状として重要な役割を担っている都市計画道路「下林願成寺線」でございますが、現在、年次計画により道路改築事業に取り組んでおります。工事に際しましては、通行規制など、皆様に御不便をおかけしておりますが、一刻も早い完了を目指し工事を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

学校教育関係でございますが、発災以降、現在も、避難所や応急住宅からの通学を余儀なくされている児童・生徒が多数おられます。このような中、西瀬小学校の児童十一人が入居している村山公園仮設団地につきましては、十一月九日から、西瀬小学校までの通学手段として、スクールタクシーの運行を開始しております。同団地に入居いただいている保護者の皆様からも、「スクールタクシーの運行があることを知り、安心して入居を決めることができました」とのお言葉を頂戴したところでございます。

今回の豪雨災害は、子供たちの日常生活にも大きな影響を与えております。授業への影響はもとより、我が家などが被災したことによる肉体的、精神的な苦悩、負担は、私たち大人には図り知ることのできないストレス、悩みを生んでいるのではないかと思えます。この被災した子供たちに対しましては、スクールカウンセラーによる心のケアを十分に行っていくとともに、今回の豪雨災害を教訓とし、各学校において危機管理マニュアルや学校安全計画等の定期的な見直し、防災教育の充実など、安全で安心な教育環境整備に向け

での取組を一層進めてまいります。

また、被災した児童・生徒の進学に対する経済的な支援策でございますが、今年度、新たに臨時特別教育支援金給付事業を創設し、被災した御家庭への迅速な支援を行いたいと考えております。この給付金の原資としましては、本市出身である高濱正伸氏が代表を務められる花まる学習会から寄附いただきました災害見舞金を充てることとしており、高濱氏のお気持ちに沿って、小・中学校、高校、大学等にそれぞれ入学する児童・生徒のうち、今回の水害で住宅が床上浸水以上の被害を受けた御家庭を対象に給付するものでございます。

さらに、以前から要望いただいている給付型奨学金制度については、現在制度設計を進めており、課題である財源の確保も含め、できる限り早い段階で実現できるよう努めてまいります。

文化財関係でございますが、史跡人吉城跡三の丸北側の法面修復工事や史跡大村横穴群の土砂崩れ箇所への復旧工事など、豪雨災害により発生した災害復旧に関する工事を最優先に進めてまいります。

カルチャーパレス関係でございますが、発災直後から、豪雨災害対策の拠点としてホール棟のホワイエや舞台などを使用し、生活や住まいの再建にかかる相談、支援対応を行っております。今後に関しましても、年明けから国勢調査や税の申告会場として使用する予定としており、また、建物の安全対策のため、老朽化した舞台の吊り物や客席天井の耐震診断を行っていく必要もございすことから、利用者の皆様にホール棟を開放できない状況がしばらく続くものと考えております。

本来の目的である文化の殿堂としての活用が制限される形となり、誠に心苦しい限りではございますが、皆様の御理解を賜りますようお願いいたします。

発災から約五箇月が経過しましたが、現在も復旧・復興に関する業務が段階的に発生しております。本市職員も一丸となって業務に当たっておりますが、多岐にわたる問題・課題を解決していくためには、他の自治体の皆様のお力を借りて事業を加速化する必要がございます。

これらのことを踏まえ、これまで全国十九の自治体から中長期的に職員を派遣いただき、現在、二十七名の派遣職員に本市の復旧・復興業務に当たっていただいております。今回の災害に当たり、大切な人材を、迅速な対応をもって本市へ派遣していただきました派遣元の自治体の皆様に、心から感謝を申し上げます。

今後も、引き続き全国の自治体に職員派遣の御協力をお願いしていくとともに、派遣職員の皆様の知見と経験を最大限に賜りながら、全力で復旧・復興に取り組んでまいります。

十月一日を基準日とし、全国一斉に実施された国勢調査関係でございますが、本市におきましては、七月の豪雨災害の影響により、調査時期を令和三年一月に変更して行うことといたしました。本調査は、統計法に基づき実施する、人と世帯に関する全世帯を対象とした調査であり、年明けから調査員が各家庭を訪問させていただきまますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、聖火リレーにつきましては、同大会の開催延期に伴い、新たな聖火リレーの概要が大会組織委員会から発表され、本市におきましては令和三年五月五日に開催されることとなりました。まだまだ復興の最中ではございますが、この聖火リレーが復興に向けた明るい希望、そして人吉球磨地域の新たな活力の源となるよう、関係の皆様と力を合わせてまいります。

次に、令和三年度予算編成に向け、その方針を定めましたので御報告いたします。

国は、新型コロナウイルス感染症が拡大している現下を、これまで経験したことのない正に国難とも言うべき局面と捉え、七月十七日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針二〇二〇」において、我が国が持つ独自の強み、特性、ソフトパワーを生かしたニューノーマルなたち、新たな日常を構築していくこととしています。併せて、国民の生命、生活、雇用、事業を守り抜くための、ウイズコロナの経済戦略と激甚化・頻発化する災害への対応や、感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進についても、方向性を示されたところでございます。

また、熊本県は、平成二十八年熊本地震からの復旧・復興を着実に進める中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や令和二年七月豪雨災害が発生した現状を、トリプルパンチと例え、感染症の収束の見通しが見えない状況下において、県経済への影響や大幅な税収減を懸念されております。

今後、熊本地震からの創造的復興に加え、感染症への対応及び豪雨災害からの復旧・復興について最優先で事業を進めるために、引き続き財政健全化に取り組み、これまで以上に将来負担を意識した予算編成に努めるとしてまいります。

一方、本市におきましては、七月豪雨災害からのまちの復旧・復興及び被災された方々に寄り添った生活再建支援を、総合的、一体的に進め、市民の方々とともに人吉の再生に踏み出す重要な年度と捉えております。そのためには、引き続き、国、県の御指導、御支援は、欠かせないところでございますが、それ以上に、受け皿となる財政基盤の確立が重要でございます。しかしながら本市の財政は、御承知のように教育や福祉、子育てなどの既存の基礎的な行政サービスを提供するのも厳しい状況にあり、財政調整基金についても、発災後、災害復旧に係る財源の一部として使い果たしたところでございます。

このことは、過去に例のない非常に厳しい状況であり、未曾有の豪雨災害からの復旧・復興と合わせ、財政健全化の取組が不可欠であることは十分認識しているところでございます。

令和三年度予算編成に当たっては、人吉市復興基本方針を念頭に置き、災害からの復旧・復興を最優先事項として事業を計画し、併せて中長期的に安定した財政運営を行っていくため、人吉市行財政健全化計画にも引き続き取り組んでまいります。

議員各位をはじめ市民の皆様方におかれましても、市政の課題並びに財政状況につきまして御理解いただき、今後の改革改善に特段の御協力、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。